令和７年度　鶴岡市ケーブルテレビジョン

放送番組審議会

日　時：令和８年３月26日(木) 14:00～
場　所：櫛引庁舎　第１会議室

次第

１．開　　会

２．挨　　拶

３．報　　告
（１）自主放送番組の放送実績及び加入状況について

４．協　　議
（１）自主放送番組について（視聴）

５．そ の 他
（１）アンケート調査結果について
（２）ケーブルテレビ加入金及び利用料金の改定について
（３）ケーブルテレビ放送設備更新工事について

６．閉　　会

出　席　者　名　簿

令和8年3月26日（木）午後２時～

R6～7年度

NO	地域	所　　属	所属役職	氏名	審議会役職	出欠
1	櫛引	鶴岡市櫛引芸術文化協会	会長	佐　藤　　信　弘		×
2	櫛引	櫛引自治公民館連絡協議会	会長	伊　　藤　　司		×
3	櫛引	鶴岡市櫛引婦人会	会長	清　和　ふ　み　子	会長	○
4	櫛引	櫛引東小学校	校長	相　　馬　　忍		○
5	櫛引	庄内たがわ農業協同組合	理事	三　浦　　和　彦		○
6	櫛引	くしびきこしゃってプロジェクト	代表	宮　　城　　妙		○
7	朝日	鶴岡市老人クラブ連合会朝日支部	大網地区会長	渡　部　　政　治	副会長	○
8	朝日	朝日地域自治会連絡協議会	会長	小　野　寺　　仁		×
9	朝日	出羽商工会朝日支部	理事	菅　原　　忠　幸		○
10	朝日	鶴岡市立朝日保育園	園長	後　　藤　　誠		○

鶴岡市・指定管理者

NO	所　　属	役　職	氏名	
11	鶴岡市櫛引庁舎	支所長	伊　藤　　幸	×
12	鶴岡市櫛引庁舎総務企画課	課　長	遠藤　直樹	○
13	鶴岡市櫛引庁舎総務企画課	課長補佐	菅原　勝善	○
14	鶴岡市櫛引庁舎総務企画課	主　査	大江山　守	○
15	鶴岡市朝日庁舎地域づくり推進課	課　長	齋藤　健一	○
16	㈱渡会電気土木	常務取締役	倉澤　壮児	○
17	㈱渡会電気土木 管理本部総務部 総務課	担当課長	丸山　玲子	○
18	㈱渡会電気土木 管理本部総務部 ケーブルテレビ制作課	課　長	加藤佳寿美	○
19	㈱渡会電気土木 管理本部総務部 ケーブルテレビ制作課	係　長	松田　喜之	○

報告資料

令和７年度自主放送番組の放送実績及び加入状況について

１．放送（番組制作）実績について

（１）ＫＣＴウィークリー　４６本

内　訳

今週の話題	２２８
図書館だより	４６
満一歳	１７
ペット.作品.ここどこ他	６３
他：スポーツ大会結果など	

※今週の話題１本をホームページ・YouTube配信（４６本）

（２）特別番組　３７本　年始再放送含む
（３）おいしくキッチン　２６本
（４）一期一話　１９本
（５）チャレンジキッズ　１１本
（６）学校だより　６本
（７）市民チャンネル（投稿含む）　１９本
（８）行政情報・健康ワンポイント　１３本
（９）みんなの貯筋体操、、必見！毎日おうち体操
（10）市議会中継（定例会、臨時会）　５回

２．音声告知放送　櫛引地域　４２７件（６２４回）
朝日地域　３８５件（６２８回）

３．文字情報　２８４件

令和８年２月２８日現在

【加入状況】

加入者別	R7.3.31 現在	内訳		比較増減	内訳	
		櫛　引	朝　日	R6.3.31比	櫛　引	朝　日
一般家庭	2,579	1,617	962	−28	−9	−19
事 業 所	86	38	48	0	0	0
地区公民館	52	23	29	0	0	0
市等の施設	37	18	20	0	0	0
その他	13	9	3	0	0	0
計	2,767	1,705	1,062	−28	−9	−19

協議資料

自主放送番組について

【試写】KCT ウィークリーより

● 「新朝日庁舎・消防署朝日分署 内覧会」　令和７年６月２８日放送

● 「朝日小 東大鳥川にイワナ放流・櫛引中浴衣着付け体験」
令和７年９月２０日放送

【メモ】

その他資料1

鶴岡市ケーブルテレビジョン アンケート調査結果

鶴岡市櫛引庁舎総務企画課

1　アンケート実施方法

	内　　容
対象者抽出	櫛引・朝日の総人口（9，403人）の 1，000人（10．6%）を無作為抽出
配布・回収方法	個別郵送・返信用封筒による回収
実施期間	令和8年1月22日～2月13日

2 アンケート調査票回収率

回収率は39.7%（回収数397/対象者数1,000）

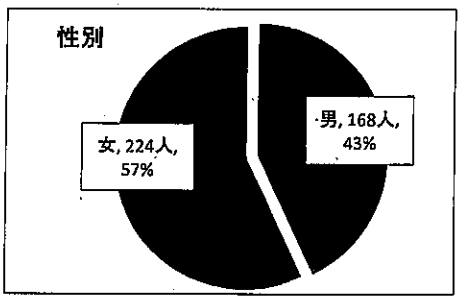

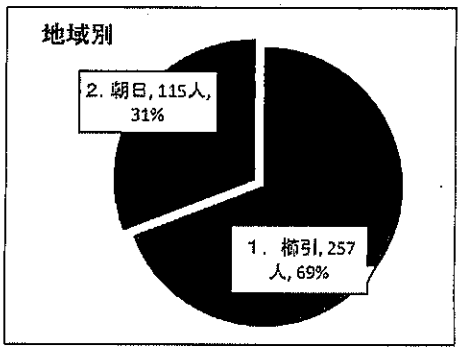

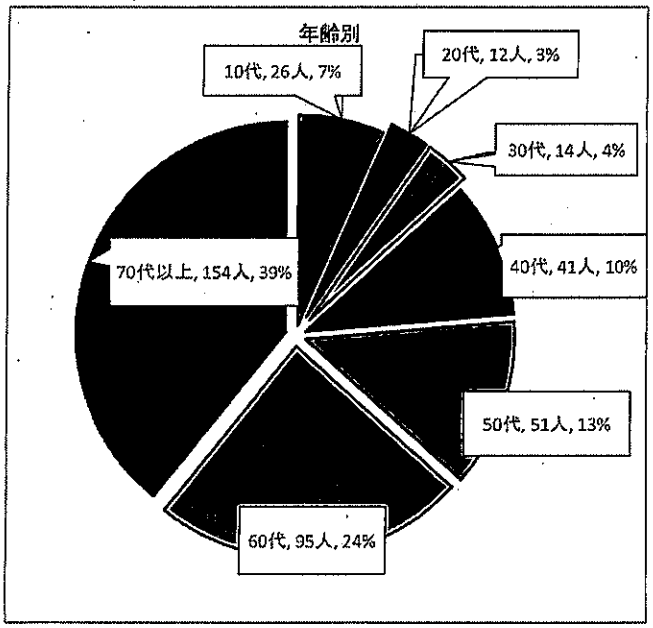

3 加入状況

未加入者　14%

加入者　　86%

昔から加入・地域情報

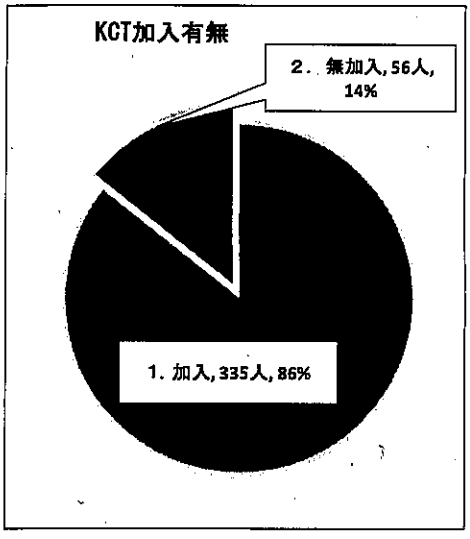

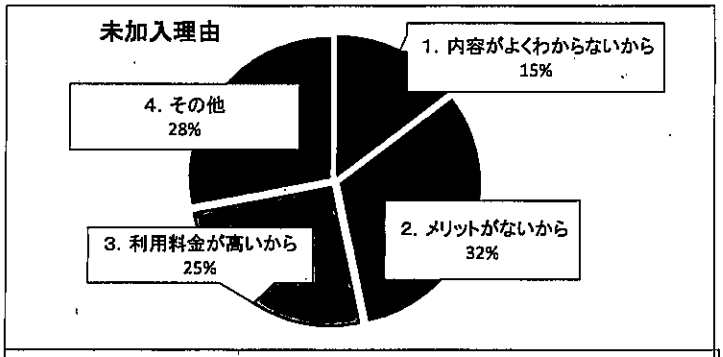

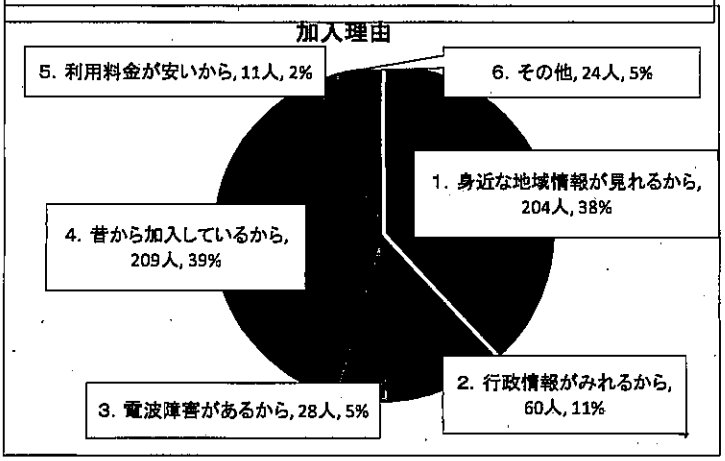

4　自主放送（全体）

満足度　93%

視聴率86%
視聴頻度　週1回以上56%

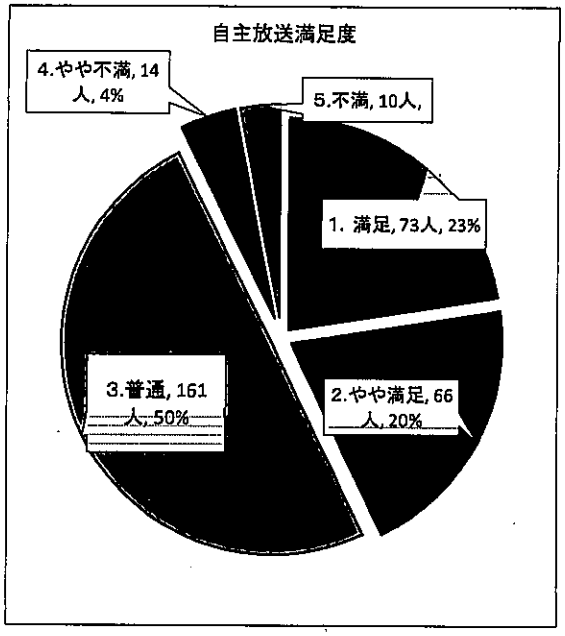

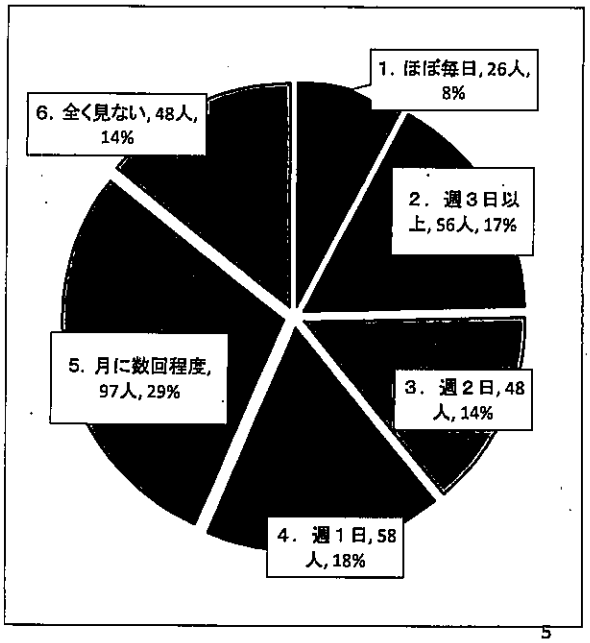

5　ウィークリー視聴状況

視聴92%　週1以上60%
製作・放送回数＝適当

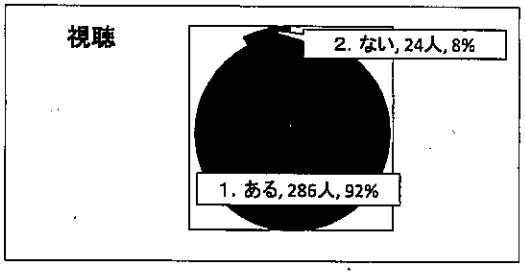

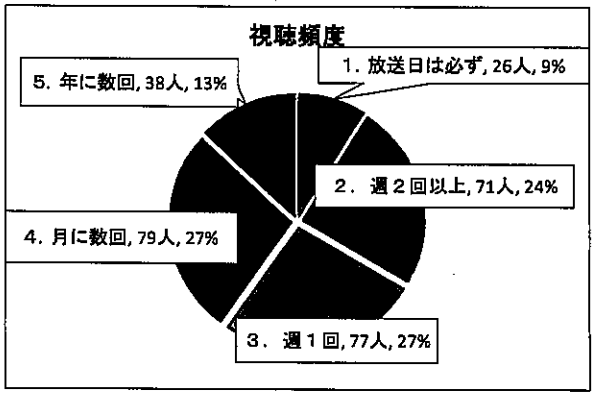

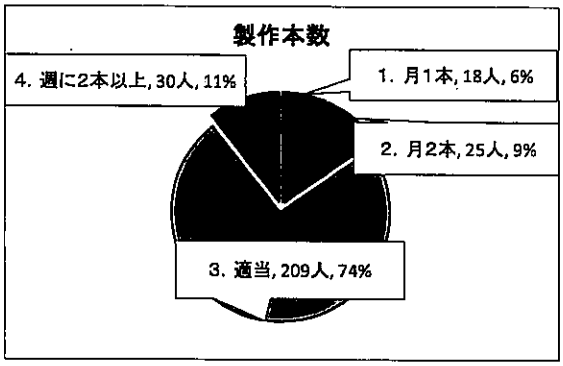

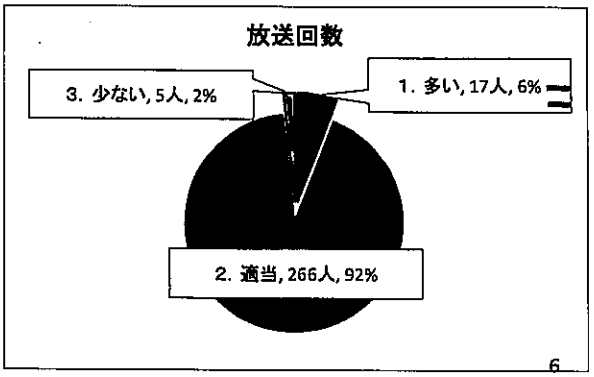

6 特別番組視聴状況

視聴81% 月1以上66%
製作・放送回数＝適当

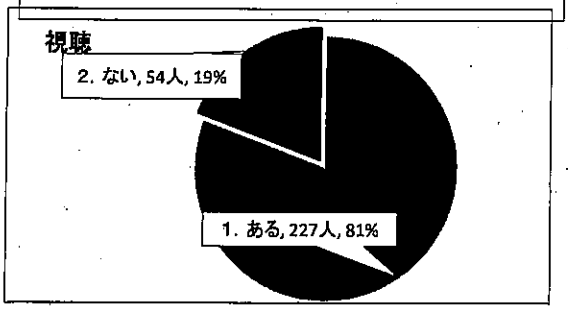

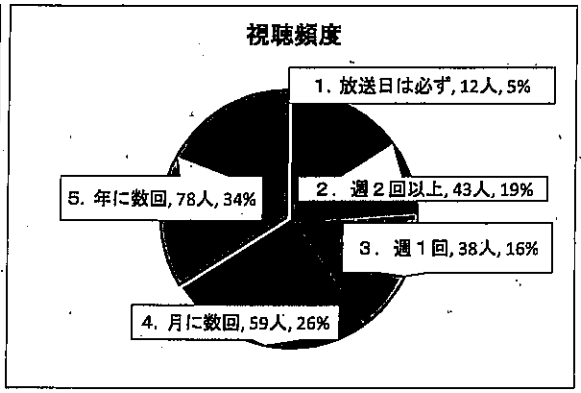

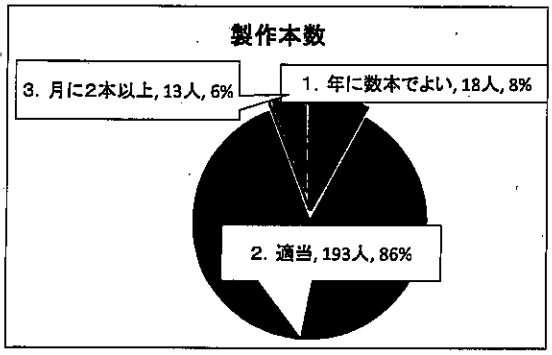

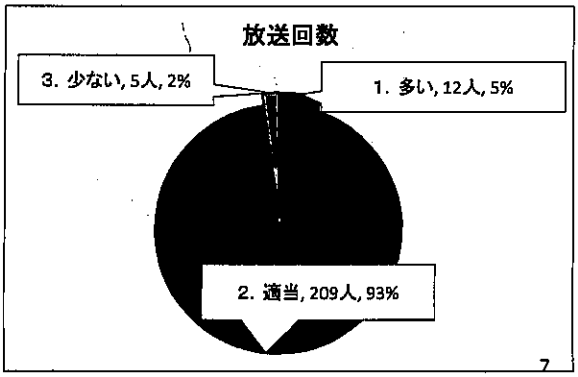

7

7 新たな番組ニーズ等

観光スポット、企業・店舗紹介番組ニーズ 30%
全市的な話題のニーズ 50%、 月に2回以内が90%

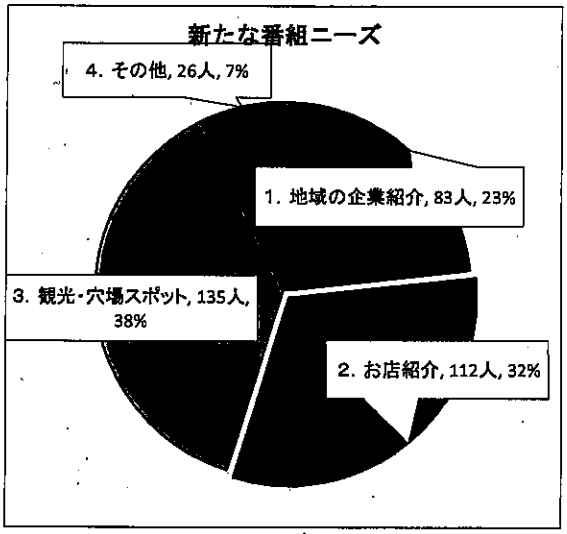

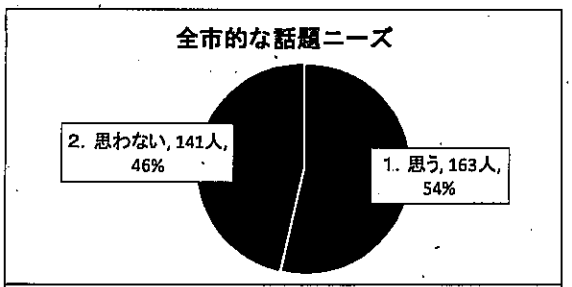

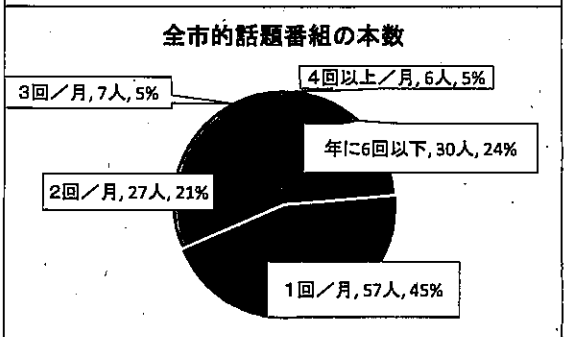

8

8　適正な月額利用料金

1,500円以上　90%　　1,560円が最多　65%

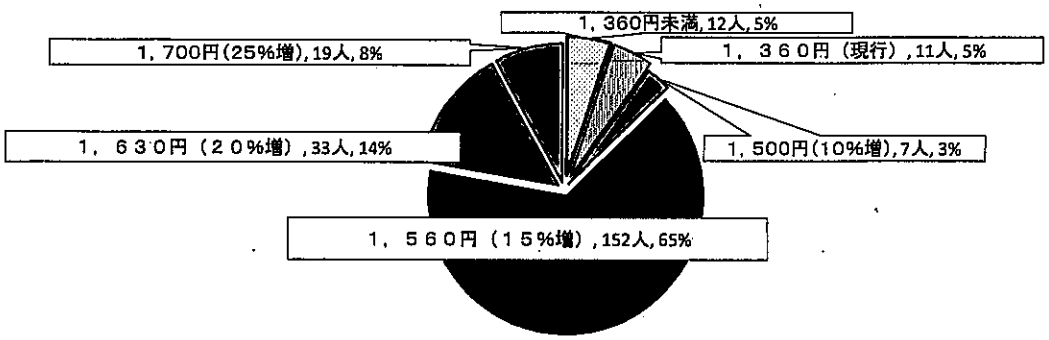

9　インターネット環境

概ねネット環境あり
10%はネット環境なし
（実人数換算）

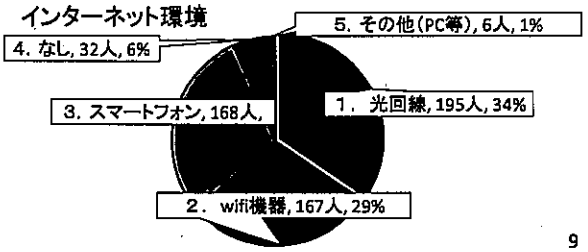

10　意見・要望

50%　激励・感謝・高評価
40%　番組制作・配信等の要望

☆ＫＣＴに対する意見・感想	件数	割合
①激励・高評価	58	50%
いつも拝見しています。地域のことや行事が見れて大変良い。		
地域の子どもたちを見ると元気がもらえます。		
運営は大変でしょうが何とか継続してほしい。		
いつもありがとうございます。テレビに写していただいたおかげで、たくさんの方から声をかけてもらいました。とても嬉しく、元気もわいてきました。これからもお世話になります。ありがとう！		
②要望・意見	45	39%
番組表もわかりやすく見やすくしてほしい		
藤島、羽黒地域のエリア拡大を検討してほしい		
あまり顔をアップに写さないで欲しいです。		
地域内の商業施設（飲食店含む）の紹介規格があってもの良いと思う		
③批判的意見	12	10%
ネットでＴＶが見れる時代なのでメリットがあまりない。		
物価高で運営が厳しいのであれば廃止してはどうか		
マンネリ化している		
合計	115	100%

その他資料２

鶴岡市ケーブルテレビジョン設置及び管理条例の一部改正について

改正条例の概要

○改正の背景・主旨

物価高騰等によるケーブルテレビ運営コストの増大に伴い、次の料金等改訂を実施する。

①加入金の改正

②月額利用料金の改定

改正理由

○改正理由：

昨今の物価高騰等の影響により、ケーブルテレビ運営コストが増大しており、受益者負担原則に照らした適切な価格転嫁の観点から、ケーブルテレビ加入金及び月額利用料金を改正するもの。

具体的な改正内容

① 加入金の改正

現行の加入金（加入時設置工事費）にR6/R2の工事費（国土交通省労務費・資材費）の上昇率を乗じた額へ変更する。

② 月額利用料金の改正

現行の利用料にR6/R2の国土交通省労務費の平均上昇率を乗じた額へ変更する。

	現行	改正	改定率
①加入金	36,000円	42,400円	117.8%
②月額利用料金	1,360円	1,560円	114.7%

③ 改正時期

令和８年１０月１日

今後のスケジュール

R8.4月～：周知文書配布、市HP掲載

その他資料３

ケーブルテレビ放送設備更新事業

R8 年度要求額　275,200 千円
（R7 年度予算額　　22,000 千円）

事業概要・目的

○目　的
ケーブルテレビについては、放送設備のデジタル化から 20 年近く経過しており、安定的かつ継続的な放送配信及び地域・防災情報の提供を図るため、老朽化（耐用年数超過）した放送設備を計画的に更新するもの。

○概　要
ケーブルテレビ放送設備について、R7 年度の実施設計を基に、R8～10 年度の 3 か年で機器の更新を行う。

○更新する放送設備
・ヘッドエンド・光送信設備※、受信設備（アンテナ）（櫛引センター）
・光送信設備（朝日中継基地、大泉・田麦俣）
・ＯＮＵ機器（各戸受信機器）ほか
※外部から受信したテレビ信号を各家庭へ配信するための信号に変換・混合・送信する設備一式

○更新計画
R8　：櫛引情報センター設備更新
R9　：朝日中継基地設備更新（３か所）
R10　：ＯＮＵ機器更新（各戸受信機器）

事業イメージ・具体例

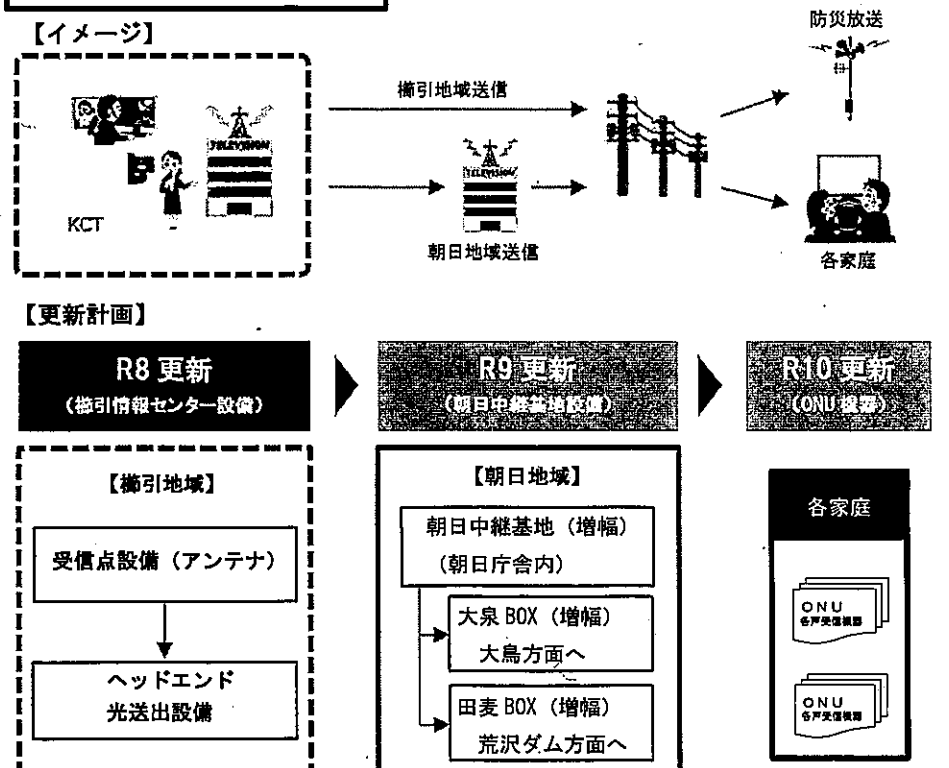

資金の流れ

過疎事業債
国補助金
→
市
→
受注業者

期待される効果

◎櫛引・朝日地域におけるコミュニティの活性と安心安全な地域づくりの推進
・防災情報の安定的かつ継続的な提供
・地域行事、行政情報番組の配信による地域コミュニティの醸成
・難視聴対策（朝日 800 世帯へ地上波・ＢＳ放送の配信）

（参考）
（会議資料）

○鶴岡市ケーブルテレビジョン設置及び管理条例（抜粋）

（設置）
第１条 鶴岡市ケーブルテレビジョン放送施設及び多重情報施設を通じ、各種の情報提供を行い、広報活動及び住民相互の連絡を円滑にし、新しい情報社会に適応した明るく、住みよい、豊かなまちを建設するため、鶴岡市ケーブルテレビジョン（以下「ケーブルテレビジョン」という。）を設置する。
（放送番組審議会の設置）
第８条 ケーブルテレビジョンの放送番組の適正化を図るため、放送法第６条第１項の規定により、市長の諮問機関として鶴岡市ケーブルテレビジョン放送番組審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（組織）
第９条 審議会は、委員１０人以内をもって組織する。
２ 委員は、関係行政機関、各種団体の代表及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
３ 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
４ 会長は、審議会を総理する。
５ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（任期）
第１０条 委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会議）
第１１条 審議会の会議は、会長が招集する。
２ 会長は、審議会の議長となる。
３ 審議会の会議は、委員の総数の半数以上の出席があった場合に成立する。
４ 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（諮問事項）
第１２条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について審議し、その結果を市長に答申する。
(1) 放送番組基準の制定又は変更
(2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更
(3) 前２号に掲げる事項のほか、審議会の目的を達成するために必要な事項
（意見の具申）
第１３条 審議会は、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

（会議資料）

鶴岡市ケーブルテレビジョン自主放送番組基準

鶴岡市ケーブルテレビジョンは、地域住民の基盤に立つ公共放送の機関として何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで良質な放送を行うことによって、地域振興及び生活、文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、鶴岡市ケーブルテレビジョンはその自主放送において、

（1）基本的人権を尊重し、民主主義の徹底を図る。

（2）教育・情操道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うようにする。

（3）過去のすぐれた文化の保存と新しい育成・普及に貢献する。

（4）地域コミュニティの醸成に役立つようにする。

（5）公共の放送として権威と品位を保ち、地域住民の期待と要望にそうものであること。

を基本原則として、ここに自主放送の番組編成の基準を定める。

1．放送番組の一般の基準

① 人格、人権、名誉

ア） 人権を守り、人格を尊重する。

イ） 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なったりする放送はしない。

ウ） 職場を差別的に取り扱わない。

② 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

③ 政治・経済

ア） 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。

イ） 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては特に慎重に期する。

④ 社会生活

生活を安らかにすることにつとめ、また、相互扶助精神を高めるようにする。

⑤ 表現

社会道徳及び善良な風俗を害しないように表現に注意する。

⑥ 広告等

ア） 営業広告及び売名的宣伝を目的とする放送は、公共性等から勘案し、慎重に取り扱う。

イ） 広告は、分かりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

⑦ 訂正

放送が事実と相違していることが、明らかとなったときは、すみやかに取り消す、または訂正する。

2．各種放送番組の内容

（1）行政広報に関する番組

（2）健康及び福祉に関する番組

（3）教育及び文化に関する番組

（4）農業に関する番組

（5）その他の産業に関する番組

（6）地域活動に関する番組

（7）各種団体活動に関する番組

（8）教養及び娯楽に関する番組

鶴岡市ケーブルテレビジョン放送番組の編成に関する基本計画

１．自主番組のチャンネルプラン

（１）コミュニティチャンネル１

デジタル放送　　９チャンネル

（２）コミュニティチャンネル２

デジタル放送　　９チャンネル

２．基本編成

（１）コミュニティチャンネル１

別紙基本編成表のとおり

（２）コミュニティチャンネル２

随時編成

３．基本計画

（１）コミュニティチャンネル１

① ウィークリー

Ⅰ．１週間の話題等をニュースタッチで構成する番組とする。

Ⅱ．行政、健康、福祉、教育、文化、農業、その他の産業、地域活動、各種団体活動、教養及び娯楽など幅広い分野からの視点でとらえた様々な話題を対象とする。

Ⅲ．放送は原則として１週間に１本とし、再放送も行う。

② 特別番組

Ⅰ．テーマをもった内容で市民と共に考えたり、情報を共有したりする番組とする。国や自治体の施策等広報番組を含む。

Ⅱ．放送は概ね月に１～２本とし、再放送も行う。

③ 鶴岡市行政情報コーナー

Ⅰ．鶴岡市からの行政情報を主体とした放送枠を設け、以下の内容で構成する。

ⅰ．行政情報、イベント情報、生活情報などを文字とイラスト、写真などによって放送する文字情報。

ⅱ．行政広報等に関するスポット番組

ⅲ．その他

④ その他

Ⅰ．ＣＳ放送再送信、ビデオなどにより以下の番組を放送する。

ⅰ．行政広報に関する番組

ⅱ．健康及び福祉に関する番組

ⅲ．教育及び文化に関する番組

ⅳ．農業に関する番組
ⅴ．その他の産業に関する番組
ⅵ．地域活動に関する番組
ⅶ．各種団体活動に関する番組
ⅷ．教養及び娯楽に関する番組

Ⅱ．市民が撮影・制作した映像を放送する放送枠（市民チャンネル）を設ける。

（2）コミュニティチャンネル２

① 議会中継

② ＣＳ放送再送信、ビデオなどにより以下の番組を放送する。

ⅰ．行政広報に関する番組
ⅱ．健康及び福祉に関する番組
ⅲ．教育及び文化に関する番組
ⅳ．農業に関する番組
ⅴ．その他の産業に関する番組
ⅵ．地域活動に関する番組
ⅶ．各種団体活動に関する番組
ⅷ．教養及び娯楽に関する番組